

令和7年度 徳島大学ゆめ奨学生（後期）募集要項

本学では、大学院博士後期課程（医学研究科、口腔科学研究科及び薬学研究科の博士課程を含む。以下「博士後期課程」という。）の学生を対象に、授業料に充当する奨学金の給付によって、社会の様々な分野において活躍できる優秀な人材育成と大学院教育の充実を図るため、返還義務を課さない徳島大学独自の奨学金制度「徳島大学ゆめ奨学金」による給付を平成21年度から実施しています。

令和7年度徳島大学ゆめ奨学生（後期）の募集を次のとおり行います。

1 対象者

徳島大学大学院博士後期課程に在学する学生で、申請者が申請の前年1年間（奨学金は、申請の年度1年間）に得た総所得金額が442万円未満の者（総所得金額の算定は、本紙3ページ「総所得金額の算定方法」を参照。令和6年分源泉徴収票で支払金額が700万円以上ある者は対象外となります。）

▲ ただし、次に掲げる者は対象となりません。

- ①授業料の全額免除者（徳島大学大学院における特に学業等の成績が優秀な学生に対する授業料全額免除適用の長期履修学生を含む。）
- ②国費外国人留学生
- ③外国政府派遣留学生
- ④授業料を相互に徴収しないことを定めた大学間交流協定（部局間交流協定及びこれらに準ずるものを含む。）に基づく外国人留学生
- ⑤徳島大学卒業留学生同窓会推薦留学生
- ⑥法人その他の団体から授業料実費の給付を受けている者（授業料納付の領収書等を財団等へ提出し、授業料実費の給付を受けている等、自分自身で授業料を支払っていない者）

2 給付者の決定及び給付金額

- (1) 給付者数は、原則として博士後期課程に在学する学生数から上記①～⑥に該当する者を除いた数の7割以内とし、**予算の範囲内**で前期及び後期の学期ごとに選考の上、給付者を決定します。
- (2) 給付金額は、学期ごとに授業料の半額（133,950円）です。（長期履修学生は133,950円を上限とします。）

3 申請書類受付期間

令和7年11月4日（火）～11月12日（水）【土・日を除く】
9:00～17:00

4 申請書類提出先【郵送による提出も可】※研究科、教育部によって提出先が異なります。

- ・創成科学研究科、総合科学教育部、先端技術科学教育部
〒770-8502 徳島市南常三島町1-1 徳島大学学務部学生支援課経済支援係
- ・医学研究科、医科栄養学研究科、保健科学研究科
〒770-8503 徳島市蔵本町3丁目18-15 徳島大学医学部学務課学生係
- ・口腔科学研究科
〒770-8504 徳島市蔵本町3丁目18-15 徳島大学歯学部事務課学務係
- ・薬学研究科
〒770-8505 徳島市庄町1丁目78-1 徳島大学薬学部事務課学務係

※郵送で提出する場合は、申請書の記入漏れ、誤記入、添付書類の不足等、不備がないよう郵送前に必ず確認してください。書類に不備があった場合は、選考から除外することがあります。

5 給付者の決定時期（予定）について

後期：令和7年12月下旬

（※奨学金の給付は、給付決定翌月の中～下旬になります。）

6 提出書類について

収入の状況等		必要書類【*1】
【2点必須】 収入の有無に関係なく 申請者全員提出		徳島大学ゆめ奨学金申請書（別紙様式） 市区町村発行の令和7年度(令和6年分)所得・課税証明書〔※外国人留学生で取得できない場合は提出不要〕
【該当者のみ提出】		債主(新規・変更)申請書〔※奨学金振入先の登録用〕 ・債主を新規又は変更する場合に必要となります。振入先の金融機関の口座情報（通帳の名義、金融機関名、支店名、口座番号）が分かるページのコピーを債主（新規・変更）申請書に添付してください。 ・既に債主登録済の場合（本学から謝金等の振入実績がある場合）は、提出不要です。 ・記入例を参考に記入してください。
申請者の収入状況に応じて必要書類のコピーを提出	給与所得者 (アルバイト・TA・RAを含む)	令和6年分源泉徴収票 アルバイト先の収入証明書類（給与明細書等）
	年金受給者	年金の源泉徴収票または支払窓口発行のノリガキ
	給与所得以外の者	令和6年分確定申告書（控）第一表・第二表
	失業給付を受給中の者	雇用保険受給資格者証
	令和6年1月から申請時までの間に就職・転職した者	年収見込証明書または直近3ヶ月分の給与明細書のコピー【必須】
	令和7年度に返還義務のない奨学金を受給中（受給予定を含む）の者	奨学金採用決定通知書等受給金額及び受給期間が分かる書類

【*1】 必要書類は、コピーで差し支えありません。

7 徳島大学ゆめ奨学金申請書記入にあたっての注意点

- 枠内の該当する箇所をすべて記入してください。（ただし、太線枠内は大学使用欄のため記入不要です。）
- 令和7年度前期ゆめ奨学金申請書の提出時に「ゆめ奨学金の申請希望」で「前後期とも希望する」を選択した場合は、申請書等必要書類の提出は不要です。ただし、**前期と後期で申請の内容が異なる場合は、改めて提出してください。**
- 「現在の所得状況等」欄は、申請者が申請の前年1年間（令和6年1月～令和6年12月）に得た所得について、給与所得の場合は、所得等の種類を○で囲み、勤務先（その他の所得等については、所得等の内容（開業医、不動産による収入等）を記入してください。
- 勤務先が複数ある場合は、別紙「職務経歴書」に令和6年1月1日～申込日現在までに収入を得た全ての職務の状況を記入し、提出してください。

8 留意事項

- 本奨学金は、前期・後期の学期ごとに選考の上、予算の範囲内で給付者を決定します。従って、前期の給付実績が、後期の給付にも適用されるとは限りません。
- 総所得金額の判定は、原則として申請の前年の収入に基づいて行います。

ただし、申請時に退職している場合や申請年度に受給しないことが確実な奨学金は収入から除外します。
また、転職している場合は、申請時において見込まれる将来1年間の収入見込で判定します。

(※勤務先発行の年収見込証明書または直近3ヶ月分の給与明細書の提出が必須です。)

- (3) 申請内容に虚偽の事実が判明したときは、既に給付した奨学金の返還を求めることがあります。
- (4) 申請の前年度に留年した者又は休学・留学等を除いた在学期間が標準修業年限を超えた者は、選考対象となりません。ただし、病気・留学等特別の事由があると認められる者で、修業年限超過の期間が1年以内のものは対象となる場合があります。

本人の事情によらない場合等は、特別の事由に該当するものとし、指導教員の意見書を以て、申請を受け付けることとします。意見書〔「指導教員宛て依頼文書」・「ゆめ奨学金申請に係る意見書」〕は、申請者から直接、指導教員に依頼してください。追って、指導教員から、封筒に厳封された「ゆめ奨学金申請に係る意見書」を受け取り、上記「4 申請書類提出先」へ「徳島大学ゆめ奨学金申請書」及びその他必要書類と併せて提出してください。

9 問い合わせ先

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

- ・創成科学研究科、総合科学教育部、先端技術科学教育部 → 学務部学生支援課経済支援係 (TEL:088-615-4470)
- ・医学研究科、医科栄養学研究科、保健科学研究科 → 医学部学務課学生係 (TEL : 088-633-7030)
- ・口腔科学研究科 → 歯学部事務課学務係 (TEL : 088-633-7310)
- ・薬学研究科 → 薬学部事務課学務係 (TEL : 088-633-7615)

《参考》

総所得金額の算定方法

総所得金額は、申請者が申請の前年1年間（奨学金は、申請の年度1年間）に得た所得等の種類に応じ次に定める額を合算した額とする。ただし、申請者が申請の前年1月から申請時まで間に就職、転職等をしている場合は、申請時において見込まれる将来1年間の額により算定するものとする。

(1) 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む。）の所得については、源泉徴収票、給与明細書等に記載された収入金額（申請の前年1月から申請時までの間に就職、転職等をしている場合は、年収見込証明書に記載された年収見込額（年収見込証明書を提出できないときは、申請前3か月間の平均月収に1.2（賞与（賞与の性質を有する給与を含む。）が支給されるときは1.5）を乗じて得た額）の合計額から収入金額の区分に応じて次の表に定める額を控除した額

収入金額の区分	控除額
104万円以下のもの	収入金額と同額
104万円を超え200万円までのもの	収入金額×0.2+83万円
200万円を超え653万円までのもの	収入金額×0.3+62万円
653万円を超えるもの	258万円

(2) その他の所得等

イ (1)以外の所得については、確定申告書に記載された所得金額（所得金額がマイナスになるときは0円とする。）の合計額

ロ イのほか、申請の年度に返還義務のない奨学金を受給し、又は受給を予定している場合は、奨学金採用決定通知書の写し、奨学団体の証明書等に記載された当該年度の受給額又は受給予定額の合計額